

措置状況報告書

監査の名称：令和２年度 施設監査

施設名：学校

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[学校]</p> <p>(1) 物品の管理状況について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの 大分市立学校物品取扱基準の規定では、物品管理者は、その所管に属する物品のうち、損傷がはなはだしく使用できないと認める取得価額等が5万円を超える備品の処分については、教育長の承認を得なければならないとされている。</p> <p>しかしながら、教育長の承認を得ずに備品を処分しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、基準に従い適正な管理をされたい。(大在中学校)</p> <p>イ 刃物類の保管が適正に行われていないもの 教育長が各学校長にあてた「毒物及び劇物並びに危険物等の適正な管理の徹底について(通知)」(以下「教育長通知」という。)では、刃物類等危険性のある物品には、個々に番号を付すとともに、その保管場所には、名称、数を表示することとされている。</p> <p>しかしながら、刃物類等危険性のある物品であるナイフやのみ等について、個々に番号が付けられていないものや、数の表示が正確でないものが散見された。</p> <p>今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。(敷戸小学校はばたき分校、小佐井小学校、鶴崎中学校、大在中学校、坂ノ市中学校)</p>	<p>(1)</p> <p>ア 該当校には改めて、大分市立学校物品取扱基準に則って物品の管理を行うよう指導いたしました。</p> <p>併せて該当の物品所管課には、物品の管理に必要な事務手続き等について確認を行いました。</p> <p>今後は適正な管理に努めます。</p> <p>イ 該当校には、ナイフやのみ等について、個々に番号を付け、数を正確に表示するよう指導いたしました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p>	

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>ウ 薬品の管理が適正に行われていないもの</p> <p>教育長通知では、毒物及び劇物は、一般の薬品と分けて施設設備のある専用の保管庫に保管することとなっている。</p> <p>しかしながら、劇物と一般の薬品が同一の保管庫内で保管されていた。</p> <p>今後は、通知に従い適正な事務処理をされたい。(舞鶴小学校)</p> <p>(2) 施設の管理状況について</p> <p>ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの</p> <p>警備業務用機械装置のセット漏れが散見されたが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。</p> <p>なお、南大分中学校、賀来中学校においては、昨年度に引き続きセット漏れがあったことから、より一層危機管理意識の徹底を図るよう努められたい。(坂ノ市小学校、鶴崎中学校、大在中学校、坂ノ市中学校、南大分中学校、賀来中学校)</p>	<p>ウ 該当校には、劇物と一般の薬品を分けて保管するよう指導いたしました。</p> <p>今後は、適正な管理に努めます。</p> <p>(2)</p> <p>ア 警備業務用機械装置のセット漏れがあった学校については、学校長の面談を行い、セット漏れが生じた原因や今後の対応策について学校長より説明を求め、口頭にて注意喚起を行い、校長や教頭といった管理職員のみならず、教職員全員に退勤する際は警備業務用機械装置のセットを行わせるよう指導いたしました。</p> <p>今後は適正な管理に努めます。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 施設監査

施設名：幼稚園・保育所

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[幼稚園・保育所]</p> <p>(1) 施設の管理状況について</p> <p>ア 警備業務用機械装置のセットが行われていなかったもの</p> <p>警備業務用機械装置のセット漏れがあったが、機械装置のセットが行われないと、不法侵入者の発覚が遅れ、被害の拡大につながる可能性があることから、今一度、危機管理意識の徹底を図り、適正な施設管理に努められたい。(生石保育所)</p>	<p>指摘のあった施設を含む、すべての市立幼稚園及び市立保育所の施設長に対し、確実な機械装置のセット及び解除について指導し、危機管理意識の徹底を図りました。</p>	